

新潟市若年者自立支援ネットワーク会議開催要綱

(開催)

第1条 若者及び就職氷河期世代等の職業的自立支援の効果的な展開を目指し、関係機関、団体等（以下「関係機関等」という。）の連携の強化並びに必要な調査及び研究を行うため、新潟市若年者自立支援ネットワーク会議（以下「会議」という。）を開催する。

(定義)

第2条 この要綱において「若者」とは、市内に住所を有する者又は勤務する者で15歳以上39歳以下の者をいう。

2 この要綱において「就職氷河期世代等」とは、市内に住所を有する者又は勤務する者で概ね平成5年から平成16年の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた者をいう。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関等から市長が依頼する。

- (1) 保健福祉機関
- (2) 教育機関
- (3) 就労支援機関
- (4) 民間支援機関
- (5) その他市長が必要と認める関係機関等

(所掌事務)

第4条 会議は、市及び関係機関等の情報の交換等により連携を強化し、並びに次に掲げる事項について調査及び研究を行う。

- (1) 市又は関係機関等が実施する若者及び就職氷河期世代等の職業的自立支援に資する事業の連携に関すること。
- (2) 職業的自立支援が必要な若者及び就職氷河期世代等の把握に関すること。
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要なこと。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第6条 会議に、特別の事項を調査及び研究するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第7条 会議に委員の互選による会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、会議の議長となり、会議の進行を行う。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、市長が招集する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。